

---

プロジェクト	リース
項目	適用時期

---

## I. 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2023 年 5 月 2 日に、企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」（以下「本会計基準案」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案第 73 号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本適用指針案」という。）また、本会計基準案及び本適用指針案を合わせて「本会計基準案等」という。）並びにその他の会計基準等の改正案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。
2. 本資料は、本公開草案に寄せられたコメントのうち、質問 23（適用時期に関する質問）に寄せられたコメントのうち、強制適用時期に関する検討を行うことを目的としている。

## II. 本公開草案における提案及びこれまでの検討

### 本公開草案における提案

3. 本公開草案においては、適用時期について次のように提案している（本会計基準案第 56 項）。
  - (1) 本会計基準案等は、20XX 年 4 月 1 日 [公表から 2 年程度経過した日を想定している。] 以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。
  - (2) ただし、20XX 年 4 月 1 日 [公表後最初に到来する年の 4 月 1 日を想定している。] 以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から本会計基準案等を適用することができる。

### 本公開草案の公表前における検討

4. 第 487 回企業会計基準委員会（2022 年 9 月 21 日開催）及び第 496 回企業会計基準委員会（2023 年 2 月 20 日開催）並びに第 121 回リース会計専門委員会（2022 年 9 月 15 日開催）及び第 128 回リース会計専門委員会（2023 年 2 月 16 日開催）では、次の点について検討を行った。
  - (1) 基準の公表から強制適用までの期間
  - (2) 早期適用

**(基準の公表から強制適用までの期間)**

5. これまでに ASBJ が公表してきた会計基準については、会計基準の公表から強制適用の時期までが 1 年程度のものが多く、リース会計基準の適用時期についても、これまでの ASBJ における経緯を踏まえて検討すべきと考えられる。
6. IFRS 第 16 号の強制適用時期が 2019 年 1 月、Topic 842 における公開企業の強制適用時期もほぼ同時期であったことから、第 487 回企業会計基準委員会の審議時点で我が国における実務が国際的な実務と異なる期間が既に 4 年経過している。
7. 2 年間の適用期間を設ける場合、我が国における実務が国際的な実務と整合的なものとなるまでの期間に時間差が生じることになる懸念はあるものの、リースの識別を始め、これまでとは異なる実務を求めることになることから、会計基準の公表から強制適用までの期間は 1 年程度ではなく、2 年程度として提案を行っている。
8. 改正リース会計基準等の適用開始にかかる実務上の負担への対応として、IFRS 第 16 号において適用初年度における実務上の負担を軽減するために設けられた経過措置について、我が国の改正リース会計基準等を基礎とした場合に関連すると考えられるものをすべて取り入れ、また、それに加えて我が国特有の経過措置の定める提案も行っている。
9. 反対意見や関係者に確認して慎重に検討すべきとの意見が聞かれていることから、公開草案のコメントの募集にあたり、個別の質問事項とする。

**(早期適用)**

10. 早期適用はこれまでも多くの基準で認めており、IFRS 任意適用企業において早期適用することのニーズが存在することを考慮すれば早期適用を認めることが考えられる。

**第 529 回企業会計基準委員会等における検討**

11. 第 529 回企業会計基準委員会（2024 年 7 月 16 日開催）及び第 152 回リース会計専門委員会（2024 年 7 月 10 日開催）において事務局より次の分析を提示した。

**(適用時期の検討にあたっての考慮事項)**

12. 適用時期の決定にあたっては、次の点を考慮して決定することになると考えられる。
  - (1) 企業の適用上の準備期間
  - (2) 我が国における実務が国際的な実務と異なる期間（我が国の資本市場及び我が国の企業の財務報告の信頼性に関するリスク）

- (3) 本公開草案が2023年5月に公表され、既に1年を経過していることから一定の周知期間があったこと

**(分析)**

13. 前項(1)の企業の適用上の準備期間については、会計基準の公表から強制適用の時期までが1年程度のものが多いが、リースの識別を始めこれまでとは異なる実務を求めることになることから、会計基準の公表から強制適用までの期間は1年程度ではなく、2年程度として提案を行っている。この点、重要なリース契約が多数ある企業において相応の準備期間が必要であり、また、会計システムへの対応を含めた業務プロセスの構築への対応についても一定の準備期間が必要であると考えられるため、企業の適用上の準備期間への配慮は必要であると考えられる。一方、対応が国内企業に限られる点、監査人においてはIFRSの適用実務が進んでおり適用上の知見を有していると考えられる点、IFRS第16号の公表当時よりもリース会計用の会計システムの開発は進んでいると考えられる点では、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)やIFRS第16号等の公表当時の状況と異なるものと考えられる。
14. 本資料第12項(2)の我が国における実務が国際的な実務と異なる期間については、長くなればその分リスクが高まるものと考えられる。
15. 本資料第12項(3)については、本公開草案に寄せられたコメントを丁寧に検討する必要があることから、2024年3月末までに基準の最終化をしないこととした<sup>1</sup>関係で、本公開草案の提案どおり最終基準を公表した日から2年程度経過した4月1日を原則的な適用日とする場合、最短で2027年4月1日以後開始する事業年度となるため、当初の最短の想定よりは1年後ろ倒しになる状況である。
16. 本資料第13項から前項までを総合的に勘案し、本会計基準等が最終化される時期にもよるが、仮に2025年3月より前に最終化される場合、準備期間は3年には満たないが2年よりも多く確保されることを踏まえ、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することが考えられる。

**(事務局の提案)**

17. 原則的な適用時期については、現状の審議状況から、2年超の準備期間が確保できると考えられる2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することかどうか。

---

<sup>1</sup> 第514回企業会計基準委員会議事概要

### III. 第 529 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

18. 第 529 回企業会計基準委員会では、前項の事務局提案に大きな異論は聞かれなかったが、会計システムへの対応及び税法の対応に関して現時点では事務局提案の適用時期で間に合うのか不透明さがあり、場合によっては追加の負担もあり得ると考えられるため、公表後のモニタリングは必要であると考えたとの意見も聞かれた。

### IV. 事務局による検討

19. 前項の意見に対応する観点から、リース会計基準の実務への適用を行う過程で本会計基準の開発時に想定してなかった事態に備えることができるように、2018 年 3 月に公表した収益認識会計基準の公表時と同様に、リース会計基準の実務への適用を検討する過程で、会計基準における定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を当委員会において判断することが考えられる。
20. また、収益認識会計基準第 96 項と同様に前項の対応について本会計基準に記載することとしてはどうか。

(HP では非公表)

#### ディスカッション・ポイント

本資料第 19 項及び前項の事務局提案についてご意見を伺いたい。

以 上